

多気町立勢和小学校いじめ防止基本方針

平成26年 5 月 1 日策定

令和 7 年 4 月 1 日改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1) 基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、「いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであり、最も身近で深刻な人権侵害である」という基本認識にたち、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のため次の5点を基本姿勢とします。

- ① 児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進します。
- ② いじめを許さない、見過ごさない学校づくりに努めます。
- ③ いじめの早期発見に努め学校と家庭が連携して、いじめ問題に取り組めます。
- ④ いじめの早期解決のために、学校と家庭が協力するとともに、関係団体や専門家等と協力をして、解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、いじめを生まない学校づくりを進めます。

(2) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条1項）」を言います。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会も兼ねる）」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会（生活指導委員会）」を設置します。

【いじめ防止対策委員会（生活部の中に位置づける）】

○構成員

校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、人権教育担当

※日々の活動は、生活指導担当者が中心となって、生活部で行う。

○活動

①いじめ防止に関すること。

ア. 児童が安心できる学級経営について

イ. いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

②いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

③いじめ事案に対する対応に関すること。

○開催

月1回の生活部会を定例会とし、必要に応じて、いじめ防止対策委員会を開催する。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

（１）いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努めます。

また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができるよう努めます。

・いじめ防止基本方針やいじめ防止の取組について、保護者への理解を深め、連携を図ります。

・道徳科の授業を中心に、命の大切さについての指導を行います。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導します。

・児童のインターネット上のいじめの防止については、ケイタイやスマートフォン、パソコンを使ったインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、情報モラル教育を推進します。

（２）いじめの早期発見・早期対応

全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い、日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにしていじめの早期発見に努めます。また、

定期的にいじめに関するアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

①いじめ調査

学期毎にいじめに関するアンケート調査を実施します。

②学級集団づくり

年2回実施する「学校・学級満足度調査」を活用し、児童の思いや人間関係を把握し、居心地のいい学級集団づくりを進めます。

③いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめについて、気軽に相談できる環境を整えます。スクールカウンセラーの活用などとともに、必要に応じて各種団体や相談機関の活用を検討します。

④早期発見

様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、迅速、ていねいに関わり、家庭との連携のもと、学校全体で対応します。

⑤いじめ防止等に係る資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図ります。

（３）いじめの早期発見に向けての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努めます。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係を築きます。また、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう全職員がアンテナを高くし、学校全体で取り組みます。あわせて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。

（４）重大事態への対処

①重大事態とは

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

○ 児童が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合

・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがあると認める場合

※「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず迅速に調査に着手することとします。

②重大事態発生時の連絡体制

- i 発見者→校長等関係職員
- ii 校長→教育委員会教育課（一報後、後日要文書報告）

※緊急時には、臨機応変に対応する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

③重大事態発生時の初動

- i いじめ対策委員会（生活部会）の招集
- ii 教育委員会教育課への報告と連携
- iii 調査（事実の究明）
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・ 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順で行う
- iv 家庭や関係機関との連携